

<第1章 総則>

第1条 (本会員規約の範囲)

本規約は、一般社団法人岐阜県ドローン協会（以下、「本協会」とする。）の定款の定める会員となった法人、団体または個人に適用し、本協会の会員となる法人、または個人は本会員規約に同意するものとする。

第2条 (会員)

1 本協会の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、本協会の会員制度への入会を申し込み、本協会が承諾したものを会員とする。

2 会員とは、本協会の特別会員、法人会員、個人会員、賛助会員、学生会員、公共会員をさす。

- (1) 特別会員 本協会の目的に賛同するもので、理事長が承認し会費免除とする法人または個人、団体
- (2) 法人会員 本協会の目的に賛同するもので、別途定める会費を納める法人または団体
- (3) 個人会員 本協会の目的に賛同するもので、別途定める会費を納める個人
- (4) 賛助会員 本協会の目的に賛同するもので、別途定める会費を納める法人または個人団体
- (5) 学生会員 本協会の目的に賛同するもので、小学生～高校生までの個人
- (6) 公共会員 本協会に賛同するもので、学校関係者または政府関係者、地方自治体

<第2章 サービス>

第3条 (サービス)

1 会員は本協会の行なう以下のサービスを、優先的に利用することができるものとする。

- (1) 交流会、研修会などへの参加
- (2) 講演会、セミナー、討論会、勉強会の参加
- (3) ドローンに関するイベントへの参加
- (4) 会報誌、刊行物の優先配布
- (5) 定期的なメールマガジン、ライン配信
- (6) 本協会の活動資料等の閲覧
- (7) 各種協同研究開発、研究発表
- (8) 機体及び付属品の購入（会員価格）、レンタル、修理
- (9) ドローンに関する保険サービスの加入
- (10) 国土交通省への許可申請代行（別途費用）
 - (1) 法人会員または個人会員に限り、空撮または災害時応援派遣または安全講習の依頼
 - (2) 賛助企業に限り(2)及び(3)において企業名の記載（記載費用別途）
 - (3) GDA drone sky filde 入場制引
 - (4) その他、今後本協会が行なう事業への優先的参加

2 会員が一般社団法人岐阜県ドローン協会の名義を無断で使用することは、一切許可しないものとする

第4条 (サービスの一時的中断)

本協会は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合がある。この場合、本協会は可能な限り速やかにサービスを復旧するよう努力するが、中断時期に相当する会費の返還は行わないものとする。

- (1) 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 戦争、暴動、争乱、労働争議によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上や技術上サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第5条 (本会員規約の変更)

1 本協は、将来にわたってサービス内容及び料金を含め、本一部の会員の承諾を得ることなく変更することができる。この場合には、サービスの提供条件は、変更された本規約において、規定することによるものとする。

2 本規約を変更するときは、本規約はその内容をホームページ上に明示する。会員は当該通知が行われた日に変更された本規約に合意したものとみなす。

<第3章 入会申し込みと契約>

第6条 (申し込み)

入会を希望するものは、本協会が用意する入会申込書に必要事項の記入を行い、郵送等により入会を申し込むものとする。

第7条 (入会申し込みの不承認)

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがある。

- (1) 入会申し込みの際申請事項に虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 入会申し込み後、一定の期間を経過しても会費の支払いがない場合
- (3) 過去に本協会から、会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、本協会が会員契約を結ぶことを不適當と判断した場合

第8条 (入会金、会費の納入)

- 1 会費は年会費とし、原則として本協会発行の請求書による前納一括払いとする。
- 2 会費は以下に定めるとおりとする。

特別会員	入会金	0円	年会費	0円
法人会員	入会金	80,000円	年会費	30,000円
個人会員	入会金	20,000円	年会費	6,000円
賛助会員	入会金	50,000円	年会費	0円
学生会員	入会金	0円	年会費	0円
公共会員	入会金	0円	年会費	0円

第9条 (会費等の払い戻し)

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。第5条の場合にも同様とする。

第10条 (会員証の発行と管理責任)

- 1 本会員は会員に会員証を発行する。
- 2 会員証は年会費支払い確認後発行する。
- 3 本協会が発行した会員証は会員の責任において管理するものとする。本協会は会員がこれらを消失、又は第三者に使用されたことによって会員が被る被害について一切責任を負わないものとする。
- 4 本協会が発行した会員証は第三者と共有することや、第三者への貸与、譲渡は一切禁止する。会員は、これらを第三者に流用させることの無いように各会員が責任を持ってこれを管理するものとする。
- 5 本協会は、会員が会員証を消失した場合、会員が本協会の定める手続きを経て、有償で再発行するものとする。

第11条 (有効期限)

- 1 本規約に基づく会員契約期間は、会員証発行日から1年とする。
- 2 期間満了日の3ヶ月前までに、会員より本協会に対し書面等による特段の意思表示がない場合には、更に契約期間を1年ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第12条 (変更の届出)

- 1 会員は、その名称、住所、連絡先等本協会への届出事項に変更が生じ場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
- 2 会員が第1項の変更申し込みをしなかったことにより不利益を被った場合でも、本協会はその責任を負わないものとする。

第13条 (退会)

会員は本協会所定の手続きにより、いつでも退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合は、会員は退会後も本協会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第14条 (サービスの停止)

会員が会費等の支払いを遅延した場合、本協会は会員に事前に通知することなく、第4条におけるサービスの全部又は一部を停止することができる。

第15条 (会員資格の取り消し)

本協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員の承諾を得ることなく会員たる資格を取り消すことができる。

- 1 本協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品位を損なう行為があったと本協会が認めた場合
- 2 会費の支払いが会期開始日より3ヶ月以上遅延した場合
- 3 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- 4 政治的、宗教的な目的で利用していると認められる場合
- 5 虚偽の情報の記載や第三者の権利を侵害すると認められる場合
- 6 本規約又はその他本規約が定める規約に違反した場合
- 7 その他、本協会が会員として不適當と認める相当の事由が発生した場合

<第4章 著作権>

第16条 (著作権)

サービスによって提供される情報の著作権は全て本協会に帰属する。

第17条 (情報の二次利用)

サービスによって提供される情報を複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

<第5章 一般事項>

第18条 (掲載情報の更新)

本協会が運営するサイトに掲載される情報は、本協会が自由に更新し変更することができる。

第19条 (リンクポリシー)

1 本協会が運営するサイトへの外部ページへのリンクは、原則として自由とする。但し、下記に該当すると認められるサイトへのリンクは禁止する。

- (1) 公序良俗に反する情報を掲載している
- (2) 他者を誹謗中傷する情報を掲載している
- (3) 誤解を招く情報を掲載している
- (4) 虚偽の内容を掲載している

2 第1項の(1)～(4)に該当すると、本協会が認めた外部ページへのリンクは、リンク先サイト運営者の許可を得ることなく削除できるものとする。

3 本協会が運営するサイトに掲載されているリンク先サイトによって発生したトラブルや損害に対して、本協会は一切責任を負わないものとする

第20条 (個人情報取り扱い)

本協会は、会員より申し込み時に提供された個人情報を、本協会が定める個人情報保護方針に沿って、サービスの提供、各種情報の提供を目的とする場合にのみ使用するものとする。

第21条 (損害賠償)

1 本協会は、サービスの内容、提供中断、提供中の事故等によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の何れかにも係らず賠償の責任を負わないものとする。

2 会員はサービスの利用に基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に本協会を、当事者等として関与させないことに同意するものとする。

3 会員が本規約に反した行為、または不正若しくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、本協会は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとする。

第22条 (適用法)

本協会がサービスの提供に際して適用する法律は日本の国内法とする。

第23条 (専属的合意管轄裁判所)

本協会と会員の間で、訴訟の必要が生じた場合、岐阜地方裁判所を本協会と会員の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本会員規約は、平成29年4月13日より施行する。